

令和 7 年 3 月 27 日(月) 参議院農林水産委員会

(土地改良法の一部を改正する法律案審査)

1. 国等の発意による基幹施設の更新について

○宮崎雅夫君 土地改良事業は、「受益者による申請が基本」だが、基幹施設の更新について、「国等が発意」をして事業を実施できるようにすることは画期的だと思う。今回の改正の狙いについて伺う。

○政府参考人(農村振興局長) 基幹的な農業水利施設は、農業生産活動を継続する上で特に重要な施設であり、将来にわたって機能を保全していく必要がある。一方、土地改良区や受益農業者だけでは適切な更新のタイミングを判断することは難しく、また、高齢化などにより様々な手続が大きな負担となり、事業申請に踏み切ることが困難な場合もある。

このため、国や都道府県が施設の定期的な診断と劣化予測によって更新の適否を判断した上で、諸手続を国や都道府県が中心となって行うことで基幹的な農業水利施設の更新を計画的に推進しようとするもの。

○宮崎雅夫君 改正案では、農業用水の供給その他の機能が低下し、地域における農業生産活動の継続的な実施に重大な影響を及ぼすことが認められる基幹的なものに限り、適用するとしている。具体的にはどのような施設について適用をしていくのか。現在実施中の国営事業は、基幹施設の更新事業を中心に実施しており、ほぼそれに該当すると思われるが、改正案を活用した今後の国営事業の進め方について伺う。



○政府参考人(農村振興局長) 国等の発意による施設更新事業は、機能が低下すれば地域農業に重大な影響を及ぼす基幹的な施設を対象としており、国営事業は、受益面積が田で3千 ha、畑で千ha以上の地域で、個々の施設の受益面積が田で千ha、畑で3百ha以上のダム、頭首工等の基幹的な施設を対象とする考え。機能低下に関しては、定期的な機能診断に基づく健全度評価に加え劣化予測も行い、更新の適切な時期を判断する。

今後は、従来の申請事業に加え、国等の発意による施設更新事業、また急施の事故防止事業や突発事故復旧事業により施設機能の保全に取り組んでいく。

○宮崎雅夫君 これまでは申請者が同意徴集することになるが、国が発意をすれば同意徴集の主体は国になる。もちろん地元との連携は必須だと思うが、考えを伺う。

また、土地改良法では、同意徴集手続が省略できる施設更新事業が規定をされており、土

地改良区の総会の議決で進めることも可能なものもある。国等による発意の場合でも、施設更新事業の要件を満たすものは土地改良区の総会の議決で実施できると思うが併せて伺う。

○政府参考人(農村振興局長) 国等の発意による施設更新事業においては、事業実施のための諸手続を国等が中心になって行うが、あらかじめ土地改良区や地元の農業者の合意形成を図っておくことが重要。このため、計画段階から丁寧に農業者の方々に説明を行い、関係団体との密接な連携の下で事業を実施してまいりたい。

また、国等の発意による施設更新事業の実施に当たっても、事業着手までの間に原則として農業者の三分の二以上の同意が必要。一方、従来の施設更新事業においては、事業を行



った場合の事業費及び維持管理費の負担と事業を行わなかった場合の維持管理費の負担を比較し農業者に不利益が生じない場合には、土地改良区の総会又は総代会の議決をもって農業者の同意取得を省略できることとなっている。このことは、今回の法改正で措置する国等の発意による施設更新事業も同様。

○宮崎雅夫君 国等が発意し、同意は個々に取らないとしても、合意形成というのは非常に大切なこと。維持管理は基本的に土地改良区にやっていただくということがほとんどのため、しっかりと合意形成も図っていただきたい。

国等の発意でも基本的には同意徴集が必要で、基本的には農家負担がある。

今回の制度改正を契機として、国等の発意で進める基幹施設の更新については地財措置の更なる充実を含めて農家負担の軽減を図っていく必要があると思うが、今後の取組について伺う。

○政府参考人(農村振興局長) 土地改良事業は、農業者が受益する事業であり、農業者に費用負担を求めることが原則だが、施設更新事業においては、特に大規模な施設の整備、地震、豪雨対策は基本的に農業者の負担なしとしている。

また、国費率の高い国営事業の対象拡大や農業者の負担割合を引き下げた標準負担割合の設定(ガイドライン)等の措置を講じ、農業者の負担軽減を図ってきている。

農業者の申請による事業と国等の発意による事業のいずれについても、これらの仕組みを的確に活用し、農業者の負担軽減に努めながら事業を進めていく考えである。

○宮崎雅夫君 資機材、人件費の上昇への対応や基本計画が策定され初動5年間で構造転換の集中的な推進のためにも、思い切って大幅に予算を増額していく必要があると思うが、大臣のお考えを伺う。

○国務大臣(江藤拓君) 今回の法改正において、国等の発意による更新事業の創設に加え



急施の事業も対象を拡大するため、どう考えても事業費は増えるということは明白。

そして、事業単価、人件費も含めて資材費も全部上がっている。この五年間は非常に大事だと思っている。

受益者にとって水は命であるため、委員の御指摘も踏まえながら、8年度の予算要求についてはしっかりと土地改良事業が今回の法改正の趣旨に沿って行われるように努

力をしてまいりたい。

2. 連携管理保全計画(水土里ビジョン)について

○宮崎雅夫君 今月末までに、農地と人の未来図である地域計画が策定をされる。これには基本的には水が入っていない。

人、農地とともに水は重要なものであり、水に係る施設の保全は大変重要で、水土里ビジョンも地域農業の持続的な発展には欠かせないものだと思う。水土里ビジョンは、どのような範囲で策定するかということになるが、区域の設定には国もしっかり協力をし、都道府県で市町村、土地改良区の意向を踏まえながら区域設定をしていくということが現実的だと思う。区域設定や、協議会の設置についての考えを伺う。

○政府参考人(農村振興局長) 水土里ビジョンは、将来にわたり基幹から末端施設までの保全を図るため、土地改良区が市町村や地域の関係者との協議の上で策定するものである。

策定に当たっては、小規模な土地改良区が取り残されないよう土地改良区の認可権限を有する都道府県がイニシアチブを取り、水土里ビジョンを策定するエリアを提示するとか、協議会への市町村などの参画を促すなどして土地改良区をサポートしていくことを考えている。

その上で、策定には、市町村のほか、水のつながりなどの関連のある多面的機能支払の活動組織、自治会、水利組合などや、その他の農業に関わる関係者として、農業委員会、農業協同組合など、地域の状況を踏まえ、幅広い主体に参画してもらうことが重要と考えている。

このため、水土里ビジョンの策定手順や記載例、協議会の構成員の考え方や協議事項などを示したマニュアルを作成し、これを周知するとともに、説明会の開催、また、地方農政局による相談窓口の設置、都道府県との連携による個別地区への助言、指導などの取組を支援していく考え。

○宮崎雅夫君 改正をされた暁には、キャラバンでも組んでいただいて、情報が届くように是非お願いをしたい。

ため池については、土地改良区管理以外のものもたくさんある。水土里ビジョンの策定に当たって、これの保全も課題があると思うので、是非検討をお願いしたい。

水土里ビジョンの策定に当たっての具体的な支援についての考えを伺う。

○政府参考人(農村振興局長) 令和7年度予算において、水土里ビジョンの策定そのものへの支援を土地改良区機能強化支援事業により行うこととしている。具体的には、施設の諸元

や状態の調査費用や、更新、整備、補修計画の作成に関するコンサルタント費用、会場代、印刷費、人件費など、協議会の運営に必要な経費を支援できることとしている。これらによって土地改良区の負担の軽減を図ってまいりたい。

○宮崎雅夫君 来年度は初年度ということになると、マニュアルだけでは分かりにくいということもあって、都道府県でモデル的に幾つか作ってみて、実務的にも整理をしっかりといただいた上でそれを広げていくという形がいいと思う。

土地改良区の大半に水土里ビジョンを是非作っていたきたいと思っているので、必要な支援を引き続きお願いしたい。

水土里ビジョンを作った後の具体的な支援について伺う。



○政府参考人(農村振興局長) 保全の取組を支援するため、令和7年度予算において、水土里ビジョンに位置付ける施設への支援として、水利施設管理強化事業において、国営造成施設などの維持管理に係る電気代や人件費に対する補助率を19%から25%にかさ上げすることとしている。また、土地改良施設維持管理適正化事業において、国営造成施設等に限らず、土地改良区が管理する施設の整備、補修に係る補助率を30%から40%にかさ上げすることとしており、水土里ビジョンに基づく保全の取組が今後広がっていくよう、しっかりと支援してまいりたい。

3. 土地改良区理事の年齢、性別についての配慮について

○宮崎雅夫君 今回の改正で理事の構成について、年齢、性別についての配慮規定が追加をされた。

女性を始め、多様な方が土地改良区の運営に携わるということは、土地改良区の体制強化、活性化に重要なことだと思う。一方で、今回の配慮規定で、女性の理事がいなければ罰則があるのではないかと、定年制が問われるのではないかと、そんな不安の声もある。正しく理解をしていただく必要があると思うので、今回の配慮規定の考え方について伺う。

○政府参考人(農村振興局長) 今般の見直しは、理事の選任に当たって、年齢や性別に著しい偏りが生じないように配慮する旨の規定を設けるもの。強制的に土地改良区の理事の構成を見直すことを求めるものではない。

土地改良区が持続的に役割を果たすためには、年齢や性別にかかわらず、地域の多様な人材を取り入れ、組織を活性化させることが非常に重要である。

土地改良区には、配慮規定の創設をきっかけとして、理事の選任方法などについて地域でよく議論していただき、地域の組織の活性化、ひいては土地改良区の運営基盤の強化につなげていただきたいと考えている。

○宮崎雅夫君 時間になりましたので、終わります。